

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）					
地区名	一般国道 151号					
事業箇所	北設楽郡豊根村坂宇場地内					
事業のあらまし	<p>本箇所は、愛知県と長野県との県境から南東に約10Km程度で、愛知県最高峰の茶臼山の麓に位置し、年間を通じて多くの観光客が訪れる。</p> <p>こうしたなか、本路線に接続する村道中村線は、周辺住民の生活の基幹道路としての役割に加え、茶臼山への近道として観光客の利用もあるため、交通の輻輳によって右折車が国道本線上で停滞することがあり、大変危険な状況にある。</p> <p>よって、交差点改良により右折帯を付加し、交通の安全を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>右折帯を付加し、自動車交通の安全性の向上を図る。</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p>					
事業費	事業費	内訳				
	1. 24億円	□工事費1. 23億円、□用補費0. 01億円、□その他 億円				
事業期間	採択年度	平成18年度	着工年度	平成18年度	完成年度	平成20年度
事業内容	交差点改良工事					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>交差点改良工事で右折帯を付加した結果、国道から村道への右折車が国道本線上に停滞することが無くなることで、国道の交通流円滑化が図られ、かつ右折車の安全性が向上した。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>目標を達成することができた。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	現時点において初期目標を達成していることが確認できるため、今後の事後評価の必要性は認められない。					
改善措置の必要性	特になし					
同種事業に反映すべき事項	特になし					